

平成〇〇年〇月〇〇日
名古屋北労働基準監督署 御中

労働基準法違反申告書

申告者
〒453-0000
愛知県名古屋市中村区〇〇町〇丁目〇番地〇
酒井太郎

違反者
〒460-0000
愛知県名古屋市中区〇〇町〇丁目〇番地〇
株式会社 合田産業
代表取締役 合田三郎

酒井太郎（以下「申告者」とする）は、労働基準法第104条に基づき、株式会社合田産業代表取締役合田三郎（以下「違反者」とする）に労働基準法第39条・同法第21条違反の事実があったので、貴監督署にこれを申告する。

1. 申告者

申告者は、平成〇〇年〇月〇日入社以降、株式会社合田産業において自動車部品切削加工業務を行う正規従業員である。申告者の給与は、月額金〇万円である。

2. 違反者

違反者は、愛知県名古屋市中区において、自動車部品の製造を行う事業所の代表取締役である。

3. 違反事実

申告者は、平成〇〇年〇月〇日に退職することになり、先んじて同年〇月〇日に、違反者に対し、その時点で申告者が保有していた年次有給休暇の全日数の取得を申請した。違反者は「引継ぎはどうする？そんなこともしない奴に有給休暇など与えん」といい、申告者の申請を拒否した。

申告者は、先の〇月〇日に伝えた際に指定した取得時季の始期の前日〇月〇日に到着の日を指定して内容証明郵便を郵送し、再度取得の申請をした。

しかし、申告者が退職した後の有給休暇取得分が支払われるべき賃金支払日

においても当該賃金分は支払われず、申告者は再び内容証明郵便を使い、違反者に対し支払い期限を示して支払いを求めた。だが、内容証明郵便に示した支払い期限になっても違反者は有給休暇賃金分を支払わなかった。

退職の際の有給休暇の取得消化に当たっては、使用者は退職日の後に時季変更権も行使できず、よって労働者が指定した時季に有給休暇を与えなければならない。しかし違反者はこれを無視し、申告者の再三の支払い請求にもかかわらず、支払いをしなかった。

4. 申立てる内容

一連の違反者の行為は、労働基準法第39条に違反する。よって指導・是正勧告等の必要な措置をとっていただくことを申し立てる。

5. 添付書類（証拠書類）

- 平成〇〇年〇月〇日に口頭にて取得申請した際の音声データ（3個）
- 上記音声データの反訳書（3通）
- 直近一年の給与明細書（12通）
- 労働条件通知書（1通）
- 採用時の雇用契約書（1通）
- 平成〇〇年〇月〇日に期日を指定して送った、有給休暇取得申請の意思を表した内容証明郵便（1通）
- 平成〇〇年〇月〇日に賃金の支払いを求めた内容証明郵便（1通）
- 在職中給与が支払われていた〇〇銀行〇〇支店の銀行通帳

以上